

回答集計

日本年金学会 第28回 総会・研究発表

共通論題「基礎年金を問う」会員アンケート

1. このアンケートの目的・利用方法

このアンケートは、議論の的となっている基礎年金制度について、日本年金学会諸氏のご意見を集約することを狙いとするものです。

集約結果は、今年度総会・研究会の共通論題討論会「基礎年金を問う」の題材として活用予定で、集約結果概要を会場で配付予定です。ホームページへの事前掲載も検討しておりますので、チェックして下さい (<http://www.nensoken.or.jp/gakkai/gakkai.html>)。その他、外部からの要請に応じ、集約結果を別途公開する場合があります。個別の回答内容につきましては、自由記述のご意見（個人の特定なし）を除き、公開いたしません。

2. 回答方法

多くの質問がありますので、ご回答は、アンケート本文に記入の上、末尾の回答用紙に、回答の選択肢の番号に注意して転記して下さい。

回答用紙のみ、同封の封筒によって、日本年金学会事務局にご送付下さい。名簿作成用資料も同封いただくこととしておりますが、回答用紙は個人を特定しない形で集約いたします。（それでも気になる場合は、別封筒でお送りいただいても結構です。）

回答の選択肢が分かれる場合（例えば、財源調達について、現行方式と全額税方式化）、他の選択肢に関連する質問の回答を特に望む場合には、記入していただいて差し支えありません。（例えば、どちらの方式がいいか判断に迷うが、全額税方式化にするのなら、消費税に賛成あるいは反対というような場合。）

この質問用紙は、総会・研究発表にご持参下さい。

1 . 基礎年金の意義・役割等について

11 . 生活保護とは別個の基礎年金の必要性について

- 111 .(58%) 生活保護の「救貧」に対し、基礎年金は「防貧」として必要
- 112 .(63%) 働けなくなった高齢者に対しては、生活保護と区別した基礎年金が必要
- 113 .(6%) 生活保護が十分に機能すれば、基礎年金は不要

12 . 基礎年金の給付制限について

- 121 .(53%) 基礎年金は老後の基礎的所得保障であり、給付制限はすべきでない
- 122 .(38%) 国庫負担（税方式化なら全額）があるのだから、恵まれた高齢者への制限は当然
 - 1221 .(16%) 他の所得および保有資産を勘案して給付制限すべき
 - 1222 .(27%) 保有資産は除き、他の所得のみを勘案して給付制限すべき

13 . 基礎年金の給付と負担の関係について

- 131 .(59%) 給付は、直接的な負担（保険料ないし類似の直接税）と関係づけるべきである。
- 132 .(24%) 給付は、間接的な負担（目的間接税など）をベースとしていても構わない。
- 133 .(19%) 基礎的な給付なのであるから、負担との関係は考慮しなくてもよい。

2 . 基礎年金の水準について

21 . 現状の「40年加入で月額6.6万円」について

- 211 .(59%) 現行程度が適当
- 212 .(2%) 高過ぎる 2121 . 月額〔 . 〕万円程度が適当
- 213 .(38%) 低過ぎる 2131 . 月額〔 . 〕万円程度が適当（負担増を容認）

22 . 生活保護の金額との関係について

- 221 .(46%) 満額年金と生活保護金額とを直接的に関係づける必要はない。
- 222 .(27%) 低過ぎる満額年金を引き上げて、生活保護金額程度は確保すべき。
- 223 .(19%) 高過ぎる生活保護金額を引き下げて、満額年金以下にすべき。

（補足）

基礎年金の水準を引き上げる場合には、当然、負担増を考える必要がある。

例えば、月額1万円引き上げるとすれば、拠出期間40年、受給期間20年と単純化してみた場合、月額5千円（＝1万円×20年／40年）の負担が生じるといったイメージ（もちろん、実際の計算はそんなに単純ではない）を持つ必要がある。

こうした負担を、税や保険料で、また世代内・世代間をどう負担するのかということも、考えておく必要がある。

3. 基礎年金の受給資格期間について

31. 現状の「25年加入（税方式化の場合は居住）」について

311. (41%) 現行程度が適当

312. (59%) 長過ぎる 3121. [] 年加入からが適当

313. (0%) 短過ぎる 3131. [] 年加入からが適当

32. 満額年金の受給資格期間について

321. (68%) 現行の「40年加入（税方式化の場合は居住）」が適当

322. (24%) 長過ぎる 3221. [] 年加入からが適当

323. (5%) 短過ぎる 3231. [] 年加入からが適当

4. 基礎年金のスライド改定について

41. マクロ経済（人口）スライドの是非について

411. (55%) 年金財政上の観点から、マクロ経済スライドの適用は必要

412. (42%) 基礎的所得保障の観点から、マクロ経済スライドは適用すべきでない

42. 物価スライドの是非について

421. (87%) 購買力維持の観点から、物価スライドは必須

4211. (75%) 物価が下がった場合には、年金額も下げるべき。

4212. (12%) 物価が下がった場合でも、年金額は維持すべき。

422. (4%) 物価スライドは必ずしも必要ない。

43. 消費税引き上げ分の物価スライドの是非について

431. (29%) 世代間格差是正のため、消費税増分の物価スライドは止めるべき。

432. (26%) 世代間格差是正のため、年金財源対応の消費税増分の物価スライドは止めるべき。

433. (42%) 二重の負担回避のため、年金財源対応の消費税増分の物価スライドは必要。

(補足)

マクロ経済スライドを基礎年金に適用しなかった場合、社会保障国民会議のシミュレーションでは、現行の保険料体系で考えると、厚生年金の保険料率 18.3% (2017 年度 ~) ・国民年金の保険料 16,900 円 (平成 16 年度価格、2017 年度 ~) が、暫定試算・基本ケースでは、厚生年金は 21.8% (2027 年度 ~)、国民年金は 21,900 円 (平成 16 年度価格、2035 年度 ~) に上昇すると見込まれている。また、消費税率換算は、2025 年度で 1.5%、2050 年度で 2.5% 程度の増加と試算されている。

また、このシミュレーションでは、全額税方式化の場合について、消費税引き上げ分の物価スライドは行わない前提としている。これは、その分の物価スライドを行うと、巷間言われている年金受給者も費用を負担ということにはならないからである。これが、上記の「世代間格差是正のため」の意味である。ただし、物価スライドを完全に実施しない場合には、基礎年金の実質価値は、しない分低下することになる。

なお、上記の「二重の負担」とは、保険料を負担して年金を受給することとなった受給者に、さらに消費税を負担させることは「二重」という考え方である。

5 . 基礎年金の財源調達方式について

51 . 現行方式（保険料 + 国庫負担）の是非について

511 . (53%) 現行方式を基本とすべき

512 . (28%) 全額税方式化に転換すべき

513 . (19%) どちらとも言えない。もっと議論が必要

6 . 現行方式の問題点等について

61 . 未納・未加入の対策について

611 . (56%) 保険料を税と一体徴収すれば改善する

612 . (22%) 保険料と税とは性格も異なり、一体徴収は無理。現行で徴収強化が妥当。

613 . (26%) 保険料を税と一体徴収しても本質的解決にならない

62 . 厚生年金・共済年金との財政分離について

621 . (40%) 被用者からの保険料徴収は現行が効率的。財政分離は望ましくない。

622 . (55%) 未納・未加入のしわ寄せを厚生年金・共済年金が受けており、分離が必要

(補足)

現行の仕組みでは、厚生年金・共済年金の加入者（およびその被扶養者）については、基礎年金分も含む保険料が標準報酬比例で一括徴収され、そこから各制度の頭割りで基礎年金勘定への拠出が行われている。しかし、この頭割りの際に、国民年金の負担分からは未納・未加入者が除外されており、その分、頭割り単価が増加する仕組みとなっている。極端に言うと、国民年金の全員（第1号被保険者）が未納になっても、厚生年金・共済年金からの基礎年金拠出金で、財政は支えられるわけである。

財政分離とは、このような不透明な仕組みを是正するために、厚生年金・共済年金の保険料について、1階の基礎年金部分と、2階の被用者年金部分とを分離する考え方である。

63. 基礎年金についての、定額の国民年金と収入比例の厚生年金・共済年金との負担方法の差異

631 .(55%) 負担方法の違いは、自営業等と被用者の所得形態の違いからやむを得ない

632 .(39%) 国民年金の保険料を定率負担にすべき

633 .(6%) 厚生年金・共済年金の保険料を定額負担にすべき

(補足)

国民年金を所得比例年金とすることは、次のとおり検討され、見送られた。

社会保障制度審議会「国民年金に関する答申」(昭和 33 年)

「国民年金の対象には、所得能力が低く、その把握も困難であり…」

昭和 60 年改正解説「新年金法」(吉原健二著)

「種々さまざまな業態にわたる国民年金の対象者について、果たして長い期間にわたって全国規模で所得の公平で適確な把握ができるかということが最大のネックである。」

しかし、現在では、住民税・国民健康保険料などには、所得割が導入されている。

また、上記答申では、「拠出金が、所得に比例する場合には、年金額も、たとえそのままの比率ではないにしても、ある程度はこれに比例させるのが通例である」としているが、オランダのように、所得比例保険料・定額給付としている例もある。

64. 保険料免除制度について

641 .(77%) 所得の低い場合には免除して、後は必要に応じ生活保護に委ねるという現行でよい

642 .(16%) 免除は低年金につながるから、保険料の貸付など対応策を考えるべき

65. 第 3 号被保険者の保険料負担について

651 .(42%) 直接に負担していないのは不公平である

6511 .(29%) 第 3 号被保険者自身が負担すべきである

65111 .(11%) 夫婦の所得を分割して、厚生年金・共済年金の保険料を負担させる

65112 .(21%) 国民年金の定額保険料を負担させる

6512 .(18%) 第 3 号被保険の扶養者が負担すべきである

65121 .(13%) 国民年金の定額保険料を加算して負担すべき

65122 .(11%) 厚生年金・共済年金の保険料を割り増して負担させる

65123 .(1%) 厚生年金・共済年金の標準報酬上限を引き上げて負担させる

652 .(42%) 世帯単位の所得比例保険料で考えれば、負担しているのと同じ結果になる

7. 全額税方式化への転換について

71. 実効性のある国民皆年金の実現について

711 . (42%) 転換により、基礎年金を国民全員に保障することが可能になる

712 . (48%) 生活保護と変わらない位置づけとなり、ミーンズテストも入って衰退する

72. 財政上の注意点について

721 . (37%) 将来的にも、税負担で対応することで問題は生じない

722 . (48%) 結局は完全賦課方式となり、将来世代に負担が先送りされる

73. 対応する税の費目について

731 . (38%) 高所得者が多く負担する直接税・相続税の強化をするのが妥当

732 . (45%) 目的間接税が望ましい

7321 . (1%) 目的間接税の方が、経済成長を阻害しない。

(その論拠を明確に)

7322. 国民全員が負担することについて

73221 . (15%) 目的間接税分はインフレスライドから除外し年金額は実質減額

73222 . (38%) 目的間接税の税率を生活必需品は低くする等して低所得者に配慮

73223 . (15%) 目的間接税分もインフレスライドは必須(年金受給者は実質負担しない)

(補足)

消費税などの目的間接税にすれば、年金受給者も消費税を負担することとなり、国民全体が費用を負担することになると言われている。しかし、一方で、年金の実質価値を維持するために、目的間接税分もインフレスライドを行うこととすれば、年金受給者は負担した消費税分を後で年金増額により還付されることになり、実質負担しないことになるわけである。

7323. 目的間接税化による企業の負担軽減分について

73231 . (19%) 負担が減る分は、企業に還元を任せればいい

73232 . (23%) 目的間接税化で負担が減る分は、企業に別途課税を行うべき

73233 . (27%) 被用者年金側の企業負担を従業員より増やして対応

(質問は以上です)

回答総括表

日本年金学会 第28回 総会・研究発表 共通論題「基礎年金を問う」アンケート回答用紙

・貴方の属性について (回答総数 104 人、以下の%は総数に対する割合)

年齢：30代 3%、40代 17%、50代 42%、60代 22%、70代 13%、80代 4% 性別：男 92%、女 8%
区分…最も当てはまるものに、をつけて下さい。

大学教員 (15%)、他の機関の研究者 (10%)、政府関係者 (3%)、年金基金関係者 (6%)、
社会保険労務士 (23%)、金融機関勤務 (26%)、他の企業勤務 (7%)、年金受給者 (6%)、
自営業者 (0%)、主婦 (0%)、その他 (5%) <大学院生 2、元大学教員、共済組合、研究者各 1 >

・回答内容について… () は該当する場合に を、[.] は数値を記入して下さい。

1. 基礎年金の意義・役割等について

111 . (58%) 112 . (63%) 113 . (6%) 121 . (53%) 122 . (38%) 1221 . (16%) 1222 . (27%)
131 . (59%) 132 . (24%) 133 . (19%)

2. 基礎年金の水準について

211 . (59%) 212 . (2%) 2121 . 5.0万円 (2人) 213 . (38%) 2131 . [.] 万円
221 . (46%) 222 . (27%) 223 . (19%)

7.0 (2) 8.0 (13) 8.6 (1) 10 (17)
10.7 (1) 12 (1) 15万円 (1人)

3. 基礎年金の受給資格期間について

311 . (41%) 312 . (59%) 3121 . [] 年 313 . (0%) 3131 . [] 年
321 . (68%) 322 . (24%) 3221 . [] 年 323 . (5%) 3231 . 45 (4) 50年 (1人)

0 (1) 1 (3) 5 (4) 10 (28) 15 (8) 20年 (15人)

4. 基礎年金のスライド改定について

411 . (55%) 412 . (42%) 421 . (87%) 4211 . (75%) 4212 . (12%) 422 . (4%)
431 . (29%) 432 . (26%) 433 . (42%)

0 (1) 10 (2) 20 (4) 25 (2) 30 (13) 35 (1) 36年 (1人)

5. 基礎年金の財源調達方式について

511 . (53%) 512 . (28%) 513 . (19%)

6. 現行方式の問題点等について

611 . (56%) 612 . (22%) 613 . (26%) 621 . (40%) 622 . (55%) 631 . (55%) 632 . (39%)
633 . (6%) 641 . (77%) 642 . (16%) 651 . (42%) 6511 . (29%) 65111 . (11%) 65112 . (21%)
6512 . (18%) 65121 . (13%) 65122 . (11%) 65123 . (1%) 652 . (42%)

7. 全額税方式化への転換について

711 . (42%) 712 . (48%) 721 . (37%) 722 . (48%) 731 . (38%) 732 . (45%)
7321 . (1%) <その根拠については、別途、ご説明の用紙を添付して下さい。 >
73221 . (15%) 73222 . (38%) 73223 . (15%)
73231 . (19%) 73232 . (23%) 73233 . (27%)

<ご協力ありがとうございました。この回答用紙（および補足説明用紙）のみ封入下さい。>

共通論題「基礎年金を問う」アンケート回答補足説明用紙

(質問番号)	ご意見等
アンケート	<p>このアンケートは「 」のみ記入なので、集計に配慮が必要。</p> <p>このアンケートは、「基礎年金」問題の枠内での設問に終始。集計しても、専門家の意見の水準としては狭い（特に、最低保障年金の有効性についての検討）。</p>
1 2 2	<p>恵まれた高齢者であっても、 公的年金制度への主体的な支持を担保する仕組みとすべき、 保険料納付に対する権利として受給すべき、点から給付制限は不要。給付されないなら負担しないという考えが蔓延してくる。</p>
3 2 2	<p>40年の満額年金といっても、20 - 60歳加入は少ないのではないか。</p>
4 1 1	<p>給付水準のモニターが常に求められる。</p>
6 1	<p>未納・未加入者には、運転免許・パスポートの交付制限をすべき。所得制限や在老のような保険料納付インセンティブ阻害は止めるべき。申告所得税の補足率と国民年金保険料の収納率との比較研究はないのか。税との一体徴収は、行政コストの低減にはなるが、徴収増の実効性はあるのか。</p>
6 5	<p>第3号は、給付も分割するのだから、所得分割して保険料を払えばよい。基礎年金の負担を統一的にするには、消費税等の間接税がよい。（財政健全化のため、消費税は15%にし、高額所得者の直接税引き上げも必要。）</p>
7 3 1	<p>所得把握の向上による公正な徴収が必要。逆進性のある間接税は社会連帯を阻害するもので断じて反対。税方式化なら、高額所得者の給付制限も必要。年金受給者が消費税増加分も負担すると二重の負担。</p>
7 3 2	<p>広く徴収するためには、目的間接税が最適。基礎年金の負担を統一的にするには、消費税等の間接税がよい。（財政健全化のため、消費税は15%にし、高額所得者の直接税引き上げも必要。）</p>
7 3 2 1	<p>直接税の強化では、徴収逃れや海外居住の問題がある。高額所得者は所得税で十分高額を負担をしている。財源規模から、間接税以外は現実性がない。徴収の労力・コストおよび所得把握の問題から、「賢明な目的間接税」が次善策。直接税か間接税かで、可処分所得が直接減るか、物価上昇を通じて間接的に減るかの違いはあれ、国民負担が同じであれば、経済成長の阻害効果は変わらない。重税はインセンティブを阻害するので、広く浅く徴収できる間接税がベター。直接税で企業の負担が重くなれば、競争力に影響。</p>
その他	<p>死亡一時金が低過ぎる。 厳密な国民皆年金体制は無理。</p>

全額税方式に関する意見

立場	論点	論拠・意見等
賛成	未納等	間接税なら未納・未加入の問題が解決。
賛成	公平性	国民全員が各自の応益度合いに応じて負担することになる。
条件付き	移行措置	将来に向けては賛成だが、過去の未納等は（50%位は）調整すべき。 過去の努力を反映する移行措置が絶対に必要。
反対	生活保護化 （権利性）	全額税方式の年金は、要するに「福祉年金」である。 「権利としての基礎年金」が、財政事情により否定される。 新規に基礎年金を設計するとしたら、国民全員に生活保護費を支給するような制度など、考えられない。
反対	給付制限	全額税方式なら、現行の児童手当と同様に、所得制限が入る。
反対	自助阻害	国民の自己責任を支援する仕組みとすべきもの。 拠出しなくても済むのなら、労働意欲が更に低下。 年金のような金銭給付は社会的給付として制限すべきであり、拠出による自助を求めるべき。
反対	移行措置	有効な移行措置の設定は困難。
反対	国民の理解	基礎年金の重要性の理解を深めることなく、未納等対策などで税方式化を図るのは、安易な考え方。
反対	年金財政	厳しい国の財政事情の下で、持続可能か制度になるのか。
反対	受給資格	外国籍・外国年金との調整の取り扱いは、どうするのか。